ロ　割引額

平成18年３月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する事業」別紙３料金の額及びその徴収期間（以下「別紙３」という。）の１．⑴①㈠イ）、ロ）及びハ）により算出された高速自動車国道東九州自動車道の日向インターチェンジから都農インターチェンジ間の料金の額（以下「通常料金」という。）と通常料金に50％を乗じて算出した額に、別紙３の１．⑴①㈠ハ）に定める端数処理を行った後の額との差額を割引くものとする。

ただし、上記により算出されたＡインターチェンジとＢインターチェンジ相互間の料金の額が、当該Ｂインターチェンジと Ｂインターチェンジの都農インターチェンジ相互間の料金の額を下まわる場合は、Ａインターチェンジと Ｂインターチェンジ相互間の料金の額は、当該Ｂインターチェンジと Ｂインターチェンジの都農インターチェンジ相互間の料金の額とする。

ハ　実施する期間

高速自動車国道東九州自動車道の日向インターチェンジから都農インターチェンジ間の供用開始日から平成26年８月31日まで。

ニ　適用区間

Ａインターチェンジ	高速自動車国道東九州自動車道の日向インターチェンジ
Ｂインターチェンジ	高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線の門司インターチェンジから鹿児島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線のえびのインターチェンジから宮崎インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線の長崎インターチェンジから大分米良インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、高速自動車国道東九州自動車道の苅田北九州空港インターチェンジから行橋インターチェンジまで、大分米良インターチェンジから佐伯インターチェンジまで、都農インターチェンジから清武南インターチェンジまで及び末吉財部インターチェンジから隼人東インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道10号（宇佐別府道路）の宇佐インターチェンジから速見インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、一般国道10号（日出バイパス）の日出インターチェンジ、並びに一般国道10号（隼人道路）の隼人東インターチェンジから加治木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
Ｃインターチェンジ	高速自動車国道東九州自動車道の都農インターチェンジ
Ｄインターチェンジ	一般国道10号（延岡南道路）

ホ　その他

平成18年３月31日付け国道有第137号で許可を受けた「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する事業」別紙３料金の額及びその徴収期間１．⑵割引制度の各割引については、本割引を適用した後の料金の額に対して割引を適用する。

1.［２］⑵㉙企画割引「ぶらり中国道・山陰路周遊フリーパス2013」を削る。

1.［２］⑵㉙企画割引「四国まるごとドライブパス！」を削る。

1.［２］⑵㉙企画割引「「海の京都・京都丹波」乗り放題フリーパス」を削る。

高速道路工事一部完了公告

本会社において実施した高速道路の新設・改築工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 26 年３月 14 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事一部完了の日
東九州自動車道	宮崎県日向市大字財光寺から宮崎県児湯郡都農町大字川北まで	新設工事	平成26年３月15日
四国縦貫自動車道（松山ＩＣ）	愛媛県松山市井門町	改築工事	平成26年３月15日

無縁墳墓等改葬公告

湯浅御坊道路４車線化工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 26 年３月 14 日

西日本高速道路株式会社関西支社

1　墳墓等の所在地　和歌山県有田郡広川町大字前田字地主340番

1　墳墓等の名称　不詳

1　死亡者の本籍及び氏名　不詳

1　改葬を行おうとする者　和歌山県和歌山市太田三丁目10番６号　西日本高速道路株式会社関西支社　和歌山工事事務所　所長　長野　　敦

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 26 年３月 14 日

日本放送協会　営業局長　松原　洋一

1　競争入札に付する事項

⑴　件名

①　放送受信料の契約・収納業務
（東京都　立川市、日野市）一式

②　放送受信料の契約・収納業務
（埼玉県　さいたま市南区、蕨市、戸田市）一式

③　放送受信料の契約・収納業務
（大阪府　八尾市、柏原市、藤井寺市）一式

④　放送受信料の契約・収納業務
（大阪府　豊中市）一式

⑤　放送受信料の契約・収納業務
（愛知県　名古屋市名東区、日進市、長久手市）一式

⑥　放送受信料の契約・収納業務
（三重県　四日市市、三重郡朝日町、三重郡川越町）一式

⑵　仕様等　仕様書のとおり

⑶　契約期間

平成26年６月１日から平成29年11月30日までの間。

⑷　履行場所　仕様書のとおり

⑸　入札方法

入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）および総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）を提出すること。入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、対象地区内の各放送局・センターの要求水準を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備することとし、これらの費用および付随する事務費その他一切の諸経費を含めた契約金額を見積もることとし、記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の108分の100に相当する金額を記載すること。）併せて、経費の積算内訳書を添付すること。

なお、上記１⑴①「東京都立川市、日野市」、②「埼玉県さいたま市南区、蕨市、戸田市」の２地区のうち、いずれか１つ以上の地区に入札する場合、③「大阪府八尾市、柏原市、藤井寺市」、④「大阪府豊中市」の２地区のうち、いずれか１つ以上の地区に入札する場合、および⑤「愛知県名古屋市名東区、日進市、長久手市」、⑥「三重県四日市市、三重郡朝日町、三重郡川越町」の２地区のうち、いずれか１つ以上の地区に入札する場合は、「入札参加地区」、「受託希望順位」、「同時受託可能地区数」について、入札説明会で配付するそれぞれの別途指定用紙で提出すること。なお、「受託希望順位」については、指定の用紙以外のいずれの提出書類等にも記載しないこと。またプレゼンテーションでの表明も行わないこと。